

川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案） への御意見を募集しています

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の附属機関である川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で、震災対策編、風水害対策編、都市災害対策編及び資料編で構成されています。

この度、国の防災基本計画の修正や、近年各地で発生した災害で得られた教訓などを踏まえて、「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）」を取りまとめました。本計画をより良いものとするため、市民の皆様から計画の修正素案について、御意見をいただきたいと考えております。

なお、お寄せいただいた御意見については、その概要や、御意見に対する市の考え方を、後日ホームページ等で公表する予定です。

- ※ お寄せいただいた御意見に対しては、個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- ※ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ※ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開しません。

添付資料	資料1	川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）について
	資料2	川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）
	資料3	川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）新旧対照表

～ 御意見の提出について ～

- ◇ 募集期間 令和6年11月20日（水）から 令和6年12月20日（金）まで
- ◇ 意見提出要件 市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方（個人、団体を問いません）
- ◇ 資料閲覧場所 危機管理本部危機管理部、情報プラザ、各区役所、支所、出張所、図書館、市ホームページ
- ◇ 提出方法 郵送、FAX、持参、電子メール（専用フォーム）
電子メールは、市ホームページから専用フォームを御利用ください。
※意見提出様式についての定めはありませんが、必ず「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）に対する意見等」と明記してください。または、別紙の様式を御活用ください。
- ◇ 提出先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
危機管理本部危機管理部
FAX044（200）3972
- ◇ 結果の公表 いただいた御意見に関して、その概要や御意見に対する考え方についての公表は、令和7年2月下旬頃に危機管理本部危機管理部（川崎市防災会議事務局）、情報プラザ、各区役所、支所、出張所、図書館、市ホームページにて行います。

問い合わせ先
川崎市危機管理本部危機管理部
電話 044-200-2474、3134
メール 60kikika@city.kawasaki.jp